

令和5年度10月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年10月25日(水) 午前9時30分～午前10時40分
開催場所 所沢市役所602会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)
議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

出席委員 1番 斎藤 昇 2番 二上 茂雄 3番 池之谷 昭治
 4番 岩崎 良一 5番 肥沼 一彦 6番 齊藤 喜代治
 7番 田中 宏 8番 吉田 英和 9番 北田 良孝
 10番 栗原 明夫 11番 栗原 茂 12番 平岡 豊子
 14番 肥沼 正明 15番 中 茂紀 16番 水村 英紀
 17番 新井 祥穂

欠席委員 13番 鹿島 正之助

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号5番 肥沼 一彦委員、6番 齊藤 喜代治委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字霞ヶ台です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,057平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は向陽町の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて358平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は贈与によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。受人の営農状況及び耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。しかしながら、申請地は屋敷林に接しており、日陰となるため耕作するのにあまり向いていない、作付けが難しい農地であると思います。そのため、先月の総会において審議にもありましたように、耕作を目的として農地を取得するにも関わらず、作付けしない場合も考えられます。農業委員会、農業振興課で協力し、譲受人の耕作状況等について今後動向を注視していければ、この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長：地区担当の意見について事務局から何か意見はありますか。

事務局：毎年行われる利用状況調査等で、農業委員会と農業振興課で協力し調査を行っているところです。また、ご指摘いただいたとおり、申請地及び譲受人の耕作地については、今後耕作状況等注視し、問題があれば速やかに譲受人に連絡し、対応するよう指導していきます。

議長：それでは、申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可といたします。

議長：申請番号2番について審議します。申請地の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いします。

議長： 次に、受人の営農状況及び北岩岡地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、全会一致、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字本郷字西上です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は990平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、駐車場を設置するものです。

以上1件です

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議 長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は西狭山ヶ丘二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は287平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を祖母から借り受け、自己用住宅を建築するものです。以上1件です。

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,418平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年11月1日から令和10年10月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の16筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は16筆合わせて21,094平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年11月1日から令和15年10月31日までの10年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて4,088平方メートルのうち1,454平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年11月1日から令和8年10月31日までの3年間です。

以上3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。私が中富地区の担当ですので報告を行います。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号2番について審議します。私が中富地区の担当ですので報告を行います。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（挙手多数）

議長： 挙手多数と認めます。よって、申請番号3番については、決定といたします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は岩岡町の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて7,932平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年11月1日から令和6年3月31日までの5か月間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は林二丁目の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて15,930平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年1月1日から令和11年12月31日までの6年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は林二丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,870平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年1月1日から令和11年12月31日までの6年間です。

以上3件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、決定といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、全会一致、決定

といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、全会一致、決定といたします。

6 議案第6号 農用等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

議長：「議案第6号 農用等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「農用等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき定めた農地等の利用の最適化の推進に関する指針を改定するものです。

農業委員会等に関する法律第7条第1項では、区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標とその推進方法、達成状況の評価方法を、指針として定めなければならないとしています。また、所沢市では農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選に合わせて、3年ごとに指針の検証・見直しを行うこととしており、今年度が見直しをする3年目にあたります。見直しに当たっては、農業委員会等に関する法律第7条第3項に「農業委員会は、第1項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。」とされており、10月6日の農地利用最適化推進会議において、農地利用最適化推進委員から意見を聴取しました。その結果意見はなく、原案のとおり承認されたことをご報告いたします。

指針の改定案についてご説明いたします。

本指針は、「第1 基本的な考え方」「第2 具体的な目標と推進方法」で構成しています。

「第1 基本的な考え方」では、所沢市の地域特性と指針策定の目的、長期的な目標年度を10年後とすること、3年ごとに指針の検証、見直しを行うこと、単年度の活動は「最適化活動の目標の設定等」によることを記載しています。

「第2 具体的な目標と推進方法」では、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進、地域計画の目標を達成するための役割について、それぞれの目標と推進方法、評価方法を記載しています。単年度の評価については、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとしています。

「1 遊休農地の発生防止・解消について」の「(1) 遊休農地の解消目標」は、令和5年度管内農地面積1,420ヘクタールから農地転用等による減少を毎年1パーセントと想定して令和15年度を1,278ヘクタールとしました。遊休農地面積については、3年後の令和8年度末までに緑区分の遊休農地はすべて解消することとされていることから、毎年度4ヘクタールを解消目標とし、令和15年度には遊休農地面積を0ヘクタールとしています。「(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法」は、①から⑤までの5項目に加え、⑥に非農地判断について追加しました。

「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」の「(1) 担い手への農地利用集積目標」は、10年後の令和15年度集積率を56%とすることと定められています。そのため、令和5年度の集積面積615ヘクタールから毎年度10.1ヘクタールの集積を目指すこととし、令和15年度の目標を716ヘクタールとしました。「(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法」は、①から⑥までの6項目としました。

「3 新規参入の促進について」の「(1) 新規参入の促進目標」は、令和2年度までの新規参入者数23経営体から毎年度1経営体の新規参入を目指すこととし、令和15年度の目標を33経営体としました。「(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法」は、①と②の2項目としました。

「4 地域計画の目標を達成するための役割」では、所沢市において策定する地域計画に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくための農業委員会の役割について①から⑤までの5項目としました。

議案第6号の説明は以上です。

議長： 議案第6号について審議します。質疑、意見はありますか。

委員： 非農地判断は、具体的にどのような農地について行うことを想定していますか。

事務局： 農地自体が山林化し周囲も山林などの他地目に囲まれていること、傾斜地や狭小地であって農地としての利用見込みのないこと、接道がなく、事業開発されるおそれのないことなどの条件を満たし、農地へ是正した場合でも農地としての利用が困難であると認められた場合を想定しています。なお、非農地判断については農業委員3名以上が現地を確認する必要があります。

委員： 新規参入の促進について、親元での就農や農業法人への就職による参入を想定していますか。

事務局： 親元就農は新規参入に当たらないことから、想定していません。農業法人の参入については新規参入に当たることから、1経営体とします。

議長： ほかに質疑、意見がないようですので、議案第6号について、案のとおり改訂することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第6号については、全会一致、改定することといたします。

7 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、5件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、16件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1件の証明の交付を行いました。

「報告事項6 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、1件の通知がありました。

以上です。

8 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 農用地利用集積計画（原案）に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。以上ですべての議事を終了します。

栗原会長により閉会 （午前10時40分）